規制の事前評価書(簡素化 A)

法 令 案 の 名 称: 商品先物取引法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称:商品先物取引法施行令に係る書面掲示規制

規制の区分:□新設 ■拡充 □緩和 □廃止

担 当 部 局:農林水産省新事業・食品産業部商品取引グループ

経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室

評価実施時期:令和6年5月

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げるi又はiiのいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。 また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

・ 規制の対象は商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者(以下「商先業者等」という。)となるところ、商 先業者等は既にインターネットを利用して自社の紹介等を行っており、また、標識のインターネット公表が義 務化されていることから、同様に勧誘方針のインターネット公表を義務化するとしても特段の費用負担が生じ るものではないものと考えられる。

表:規制の事前評価書(簡素化)の適用要件

N	O	該当要件
j	į	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推
		計※されるもの(様式2一①)
		※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
i	i	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2―①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

・ 令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「デジタル原則に照ら した規制の一括見直しプラン」に基づき、政府全体として書面掲示規制等のアナログ規制の見直しに取り組 むこととされ、書面掲示規制については、デジタルによる掲示を基本とする方針が示された。当該政府方針 を踏まえ、商先業者等の勧誘方針の公表に関して、インターネットでの公表を義務付ける。

<規制を新設·拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 現行の商品先物取引法施行令においては、商先業者等の勧誘方針の公表方法について、紙による物理的な 掲示等を原則としており、インターネットを用いた公表は、インターネットで、商品先物取引業者が商品取 引契約を締結し又は商品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介行為をする時に限定されていた。そのため、 商先業者等がこれらを行っていない場合は、国民等は必要な情報を確認するために商先業者等の本店等に赴 く必要があった。
- ・ しかし、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利 用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点から、インターネット による閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 国民等が必要な情報へ確実にアクセスできるようにするため、インターネットを用いた商品取引契約及び 商品先物取引仲介行為の有無に関わらず、商先業者等に対し、インターネット上での勧誘方針の公表義務を 課すこととする。
- なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。

|2 効果(課題の解消・予防)の把握|

【新設・拡充】

・ インターネット上での勧誘方針の公表により、国民等は必要な情報を確認するために商先業者等 38 者(令和 6 年 5 月末現在)の本店等に赴くことなく、必要な情報を入手することができる。

|3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、商先業者等は、勧誘方針をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。
- ・ 商先業者等は既にインターネットを利用して広告等を行っており、また、標識のインターネット公表が義務化されていることから、勧誘方針のインターネット公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。遵守費用については以下のとおりと仮定すると、1時間当たりの人件費=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和4年)の平均給与額(年間))5,233千円÷(労働統計要覧(厚生労働省、令和3年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模5人以上)1,633時間=約3,205円事業者1者当たりの単価(作業者1人×2時間×時給3,205円)×事業者総数(38者(令和6年5月末現

在)) = 遵守費用総額(243,580円)と定量化される。

<行政費用>

・ 商先業者等に規制内容の周知・広報を行うに当たっては、全ての商先業者が加入している日本商品先物取 引協会を通じて行うことや省のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しな い。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

□意見聴取した ■意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・ ①本規制は政府方針を踏まえたものであること、②規制の対象者となる商先業者等はインターネットを広く活用しており、既に標識のインターネット公表が義務化されていることから、同様に勧誘方針のインターネット公表を義務化するとしても特段の費用負担が生じるものではないものと考えられること、③別途パブリックコメントを実施することなどから、意見聴取は行わないこととした。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

•

<関連する会合の名称、開催日>

.

<関連する会合の議事録の公表>

•

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

・ 当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。